

2 森林・林業施策の概要

(1) 森林の現況

ア 森林の面積・蓄積

本県の森林面積は119,223ha（令和4年度末）で県土面積の31%を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10%、民有林（県有林、市町村有林、私有林等）が90%となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積は3,584万m³（森づくり課調べ）となっています。

山地や丘陵はスギやヒノキの成長に適しており、植林が盛んに進められた結果、民有林における人工林の割合は53%で全国平均45%を上回っています。これらの人工林の約8割が木材として利用可能な林齢に達している一方、木材価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が極端に少ない「森林の少子高齢化」が進んでいます。

森林は高齢になると二酸化炭素の吸収能力が低下します。

また、森林の40%に当たる48,153ha（令和5年度末）が、水源のかん養、土砂の流出の防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を令和5年度には1,418ha実施しました。間伐については、従来の切り捨て間伐から搬出間伐の割合が高まり、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、発生源対策を行ったスギ林は平成22年度末に2,800haであったものが、令和5年度末には7,715haに増加しました。

イ 地域ごとの状況

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される人工林が見受けられるため、水源涵養機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。また、シカによる植栽木や下層植生の食害、クマによる剥皮被害が増加し、一部では林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では広く人工林が分布し、間伐な

どの林業の施業が行われています。しかし、立木価格の長期的な低迷などから森林所有者の林業への関心は低下し、ほとんど皆伐は行われていない状況です。また、シカによる被害が山地林や丘陵地まで拡大しています。

里山地域の森林やコナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては燃料（薪炭）やたい肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや他用途へ転用されるものも多くなっています。また、近年ではナラ枯れ被害の発生が見られます。

（２）林業の現況

ア 所有形態と担い手

私有林の所有規模は1 h a 以上を所有する林家の78%が5 h a 未満（令和2年）であるなど、小規模となっています。こうした中、森林所有者の森林への関心の低下や世代交代により、所有界が不明となる森林の増加が懸念されています。

また、林業従事者については、昭和60年には1,022人でしたが、平成22年には270人まで減少しました。その後、緑の雇用制度の活用などにより人材の育成に努めた結果、平成27年は300人まで回復しましたが、令和2年は220人に減少しています。

イ 生産基盤

森林の適切な管理や林業の生産性の向上を図る上で不可欠な森林管理道の整備を進めた結果、令和5年度末までに延べ890 k mが開設されました。また、森林管理道に接続する作業道の開設を積極的に支援した結果、平成22年度末に198 k mだった延長は令和4年度末までに746 k mになりました。

作業効率の高い高性能林業機械の導入を推進した結果、平成11年度末に7台であったものが令和5年度末には62台と大幅に増加しています。

また、境界を明確にして、一定範囲の森林をとりまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにした施業の集約化・団地化を推進し、令和5年度末までに23,579 h a の森林が集約化・団地化されました。

ウ 木材

国産木材の価格は昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格は拮抗し国産材の需要が高まっているため、木材自給率は平成23年から10年間連続で上昇し令和2年には41.8%に回復し、令和5年は43.0%となっています。

県産木材の供給量（素材生産量）は、平成10年度には31,000m³まで低下していましたが、林業の機械化や路網の整備を進めた結果、以降は増加に転じ、平成23年度に81,000m³まで回復、令和5年度は84,000m³と、ここ数年は横ばいで推移しています。

（3）森林・林業施策

本県の森林・林業施策については、「埼玉県農林水産業振興条例」に基づき、「埼玉県農林水産業振興基本計画」にその方向性を定めています。ここでは、令和3年度から令和7年度までの5年間について定めた計画から、その取組の展開方向について一部抜粋します。

ア 多様な担い手の育成及び確保

（ア）林業事業体の育成と技術力の向上

意欲と能力のある林業事業体を経営面で育成するとともに、低コストで採算の合う林業を実践できるよう、人材育成等を通じて技術力の向上を図ります。

（イ）林業への新規就業者の確保

林業の魅力発信、技術研修、就業支援等を通じて、林業を実践できる優れた人材を育成し、林業へ新規就業者の確保、育成及び定着を図ります。

（ウ）多様な担い手の育成

山村生活を支える女性の地域活用や林業研究活動を支援します。また、林業の現場における職場環境改善を支援し、女性作業員の就業を促進します。

イ 生産基盤の整備

(ア) 林業生産の基盤の整備

効率的な林業経営の確立のため、森林管理道及び作業道を整備し、有機的に結びついた林内路網の拡充を図ります。また、災害に強い路網づくりを促進するとともに、山村の生活に重要な役割を果たしている森林管理道の安全性を確保するための維持管理を行います。

ウ 農林水産物の安定供給

(ア) 皆伐・再造林システムの確立・普及

森林を皆伐し、その跡地への植栽から保育までを確実に実施する皆伐・再造林システムを確立・普及することにより、森林の循環利用を進め、森の若返りを図ります。

(イ) 森林施業の集約化・団地化の促進

伐採ロットを確保して効率的な森林整備や木材生産を行うため、森林整備・木材販売方法の提案による森林所有者の経営意欲の喚起を図るとともに、森林計画制度も活用し、森林施業の集約化・団地化を促進します。

(ウ) 高性能林業機械システムの普及

高性能林業機械の導入による低コストな伐採・搬出システムを普及拡大することにより、外国産木材との価格競争ができ、山元への利益還元にも資する効率的な木材生産体制の整備を促進します。

(エ) 優良・少花粉苗木生産体制の確立

再造林に必要な苗木を確保するため、成長や形質に優れ、花粉の発生量が通常の品種に比べ1%以下のスギやヒノキ優良・少花粉品種の導入を推進します。

(オ) きのこと等特用林産物の振興

きのこと等特用林産物の生産振興を図るため、ブランド化や生産・流通システムの整備を促進します。

(カ) 木材の生産・加工・流通体制の整備

木材の品質向上を推進するとともに、消費者が「必要な時」に、「必要な材」を、「必要な量」提供できる供給体制をつくります。

(キ) 県産木材の利用促進

県産木材の利用を促進するため、住宅分野での利用拡大やPR効果の高い公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、新たな部材の活用により今後需要が見込まれる中大規模木造建築物を設計できる技術者等を育成します。

(ク) 県自らの率先した取組による地産地消の普及・拡大

県の広報活動やイベントにおいて農産物や木材の地産地消をPRするとともに、県が整備する施設の木造化・木質化を進め、地産地消の普及・拡大を図ります。

(ケ) 市町村による取組を通じた地産地消の普及・拡大

市町村が行う施設の木造化・木質化等について、情報提供など必要な支援を行います。

市町村が策定した「市町村施設の木造化・木質化に関する指針」を踏まえ、市町村が整備する施設の木造化・木質化を支援します。

市町村、設計者、木材産業関係者等のマッチングを支援し、関係者の情報共有を図るとともに、市町村に対して公共施設の木造化に係るアドバイスを行うなど、川上から川中、川下までの連携を図ります。

エ イノベーションの促進

(ア) 先進的な情報通信技術等を活用したスマート林業の推進

航空レーザ等を活用した森林資源情報の精度向上、クラウドシステムを活用した行政と林業事業体との情報共有、ドローンによる苗木運搬の導入等を促進します。

(イ) 試験研究の推進

林業における様々な課題に技術面で対応するため、試験機関における研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術の実用化と普及を図ります。

オ 災害等のリスクへの対応

(ア) 山地災害対策の推進

山地に起因する土砂災害等から県民の生命や財産を保全し、安全・安心な生活環境を確保します。

(イ) 鳥獣及び特定外来生物による被害の防止

森林において、シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するため、獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置します。また、人と獣との緩衝帯となる里山の整備を行い、容易に獣が人里に近づけない環境をつくります。

また、森林の獣害地について、自然力の活用により整備コストを縮減した環境林整備の手法を確立・普及します。

(ウ) 病虫害防止対策の推進

松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害の被害について、必要な防除対策を実施します。

カ 農林水産業を核とした活力ある地域づくり

(ア) 農山村における快適な暮らしの創出

県産木材などの自然素材を利用し、自然と調和した公園施設や集落道等の整備を促進するとともに、農業施設や公共施設等への県産木材の利用を図り、温かみのある木の空間づくりを促進します。

また、災害時の迂回路となる森林管理道や山地災害を防ぐ治山施設を適切に設置し、山村の安全・安心な生活を確保します。

(イ) 里山・平地林の整備

景観の向上や生物多様性の保全を図り、魅力ある農山村を創生するため、手入れが行き届かず荒廃した里山や平地林の整備を促進します。

(ウ) 地域資源を活用した中山間地域森林産業の振興

企業等との連携を促進することでビジネスチャンスを開拓し、中山間地域ならではの多彩な資源や特性を生かした観光農業など、中山間地域農業の振興を図ります。また、健康、観光・レジャー、教育等の多様な分野との連携により、森林資源を活用して新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の取組等を促進します。

(エ) 農山村バイオマスの利活用の促進

木質ペレット・チップ等の製造及び木質バイオマスを活用したボイラー等の導入を支援します。

(オ) 森林の公益的機能の発揮

a 水源涵養機能^{かん}の発揮

豊かな下層植生を維持し、雨水等による森林土壌の表面侵食や土砂流出を防ぐことにより、清らかな水を安定的に供給し、水源涵養機能^{かん}を持続的に発揮できる森づくりを推進します。

b 二酸化炭素の吸収・貯蔵機能の向上

二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、森林を適正な状態に維持するとともに、炭素を長期間貯蔵し続けることができる木材の利用を促進します。これらの取組を通じて、地球温暖化防止に貢献します。

c 生物多様性の保全と快適な環境の形成

生物多様性の確保のため、原生的な森林を保全するとともに、多様な生物が生息できる環境に配慮した森林の整備・保全を推進します。また、快適な生活環境を形成・維持するため、都市及び近郊の森林を良好な状態に維持します。

(カ) グリーン・ツーリズムの推進

市町村や企業などと連携し、市町村域を越えた広域連携による観光農園

への集客の取組や、森林を観光資源として活用した取組などを促進します。

(キ) 都市と山村の連携による森づくり

森林整備や木材の利用促進の財源となる森林環境譲与税が、都市部市町にも山側市町村にも配分されていることを踏まえつつ、県内の都市部市町及びその住民について、本県の森林・林業への理解を醸成し、都市と山村の連携による森づくりを促進します。

(ク) 農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進

多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図るとともに広報を工夫し、農林公園、森林ふれあい施設等の利用促進を図ります。

(ケ) 森林環境教育及び木育の推進

森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等について理解を深めるため、森林資源を生かした施設の充実や、森林インストラクター等の育成、森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。

(コ) 県民参加の森づくりの推進

健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを推進します。